

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

規制薬物検査報告書におけるISO/IEC17025 認定試験所表示の取扱い変更に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は薬毒物・ドーピング検査において NATA (National Association of Testing Authorities, Australia) による ISO/IEC17025 認定を受けており、その証しとして薬物検査専用報告書上に NATA のロゴマークを表示することを許可されております。また NATA は ILAC (International Laboratory Accreditation Cooperation; 国際試験所認定機関協力機構) 加盟審査機関であり、NATA による認定はそのまま国際的な相互承認 (ILAC/MRA) を意味することから、ILAC/MRA 認定マークも併せて表示できます。

今般、下記の通り NATA および ILAC/MRA 認定マークを表示した専用報告書の適用対象を米国・職域薬物検査法規準拠の「乱用薬物検査」に限定させていただくことに致しましたので、ご案内する次第です。

お客様には事情をご賢察の上、宜しくご理解の程お願い申し上げます。

敬具

記

専用報告書適用対象

- 認定マーク入り：乱用薬物検査
- 認定マークなし：上記以外の規制薬物検査等

※ 「乱用薬物検査」との共通検体にて同時に「尿中エタノール」が依頼されている場合、当該項目の検査結果も併せて認定マーク入り報告書上に表示されます。

実施期日

- 平成21年10月1日(木)以降ご報告分より

NATAおよびILAC/MRA認定マークの使用基準の見直しについて

ISO/IEC17025の要求事項を厳格に適用する場合、検体の採取段階から“試験・校正結果の有効性を確実にするために管理すべき要因”が規定され、且つ確実に実行されることを保証する仕組みが要求されます。そこで、弊社「乱用薬物検査」ではその要求を満たすべく、お客様にも封印ラベル付き専用容器の利用等の特別な検体取扱い、ならびに検査依頼手続きをお願いしておりますが、その他の規制薬物検査項目においては必ずしもこの限りではありません。

もとより、前記「乱用薬物検査」であると否とに係らず検査内容や精度に差異はないものの、こと検体取扱いに始まる外形的仕組みにおいて義務付けられる手順範囲が異なることは事実であります。

以上のことから、弊社におきましては検査結果のご報告に際して認定マークの使用を限定することとし、事実上米国・職域薬物検査法規準拠の「乱用薬物検査」のみと致します。

海外渡航時に提出する証明書類等、認定マークが表示された検査報告書を必要とされる場合には、弊社営業担当者にご相談下さい。